

報道機関各位

5月18日（月）、指定都市市長会は、
「第64回指定都市市長会議」を開催し、
4件の要請等を採用しました。

《採択した提言・要請・決議》

- (1) 副首都の整備に関する指定都市市長会コメント
- (2) 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金等にかかる事務の効率化等の実現に向けた指定都市市長会要請
- (3) 障害福祉サービスに係る十分な財政措置に関する指定都市市長会提言
- (4) 保育現場の負担軽減に資する保育DXの推進に向けた指定都市市長会要請

※ 詳細は、別添資料をご覧ください。

※ 要請文・提言文の日付が空欄になっていますが、要請活動当日の日付を記載して省庁等へ提出する予定です。

問合せ先

指定都市市長会事務局（担当：諸岡 / 蟻川）

Tel 03-3591-4772

Mail jimukyoku@siteitosi.jp

副首都の整備に関する指定都市市長会コメント

我が国が直面する東京都への一極集中といった構造的課題に対応するとともに、大規模災害等への備えを強化する観点から、多極分散型国土の形成を目指した副首都の整備に関する検討が進められている。

副首都の整備に関する議論は、東京都への一極集中という構造的課題に対応する上で、重要な意義を有している。現在の検討では、多極分散型経済圏の形成を目指すなど、我が国の将来の国土構造や都市の在り方を考える上で重要な論点が提起されており、指定都市市長会が目指す多極分散型社会の実現という方向性とも整合している。

また、大都市が有する高度かつ多様な機能を最大限に活用し、我が国全体の成長と持続可能な発展を支えていく観点からは、多様な大都市制度の実現に向けた制度改革の議論を促す契機となり得るものとして、意義があると考えます。

現在、国の第34次地方制度調査会においては、大都市地域における行政体制等の在り方について調査審議が行われているところであり、副首都整備に関する議論と併せて、多様な大都市制度の実現に向けた検討が一層進展し、我が国の持続可能な発展と都市の自立的な成長につながる制度の実現に向け、幅広い視点から建設的な議論が尽くされることを期待する。

令和 年 月 日
指定都市市長会

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金等にかかる 事務の効率化等の実現に向けた指定都市市長会要請

近年、エネルギー価格や食料品価格をはじめとする物価の上昇が続いており、住民生活や地域経済に長期的かつ深刻な影響を及ぼしている。こうした状況を踏まえ、国においては、市町村が地域の実情に応じて物価高騰対策を講ずることができるよう、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（以下「重点支援地方交付金」という。）を創設し、全国の市町村において、生活者及び事業者へ多様な支援を実施してきた。

また、今般の中東情勢等が我が国の経済に与える影響は不透明であることから、今後も、住民生活を守り抜くための物価高騰対策がより一層重要となってくる。

一方で、市町村においては、複雑化、多様化する地域課題や、急激に変化する社会経済情勢に柔軟に対応するため、今後の更なる人口減少社会を見据えつつ、一層の事務の効率化が求められている。

このような状況下において、重点支援地方交付金を原資として、令和6年度の国補正予算まで全国で実施した給付金事業や、地域の実情に応じた物価高騰対策に取り組むことができる推奨事業メニューを活用して現在多くの市町村が実施している給付金事業は、市町村がシステム改修や申請・給付手続き等を個別に対応する非効率な仕組みとなっている。加えて、特に人口規模の大きい指定都市では、対象者が多く、極めて過大な事務負担が生じている。このため、今後、給付金事業のような全国的に実施すべき施策を講ずる場合などは、国が一律の制度設計を行うとともに、直接実施し、市町村が本来の住民サービスに集中できるようにすべきである。

また、重点支援地方交付金における現行の交付限度額の算定では、財政力指数や、年少人口・高齢者人口の対全国比等が勘案されるため、市町村により住民一人当たりの交付限度額に看過できない差が生じている。しかし、物価高騰は、誰もが影響を受ける全国的課題であり、住む地域によって受けられる支援メニューの水準に差が生じていることは望ましくなく、より公平な配分とすべきである。

については、今後、給付金事業のような全国的に実施すべき施策や地域の実情に応じた物価高騰対策事業を行う際は、下記の点を踏まえて実施するよう要請する。

記

- 1 全国的に共通して実施すべき施策については、迅速かつ公平な給付と、国全体での行政事務の最適化・効率化を確実に実現するため、国が一元的に給付事務の仕組みを構築した上で、実施主体となり、自らの責任において実施すること。
- 2 地域の実情に応じて物価高騰対策に取り組む事業については、住民一人当たりの交付限度額に格差が生じないように、必要な額を公平に配分すること。

令和 年 月 日
指定都市市長会

障害福祉サービスに係る十分な財政措置に関する指定都市市長会提言

障害福祉サービスの費用は、1/2を国が負担することが義務化されているが、訪問系サービスにのみ、法の趣旨を逸脱し、政令により国の負担範囲を狭く限定している。これにより、特に指定都市では、多額の超過負担（指定都市の総額は令和6年度実績で353億円）が生じている。

指定都市市長会では、令和5年から、障害福祉サービスにおける居宅介護、重度訪問介護等の訪問系サービスに係る国庫負担基準の見直し等、市町村の超過負担の解消に向けた適切な財政措置が行われるよう、再三にわたり提言してきたところである。

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定において、国庫負担基準の見直しにより一定の改善はなされ、また、令和8年度に実施された臨時報酬改定においては、処遇改善加算の見直しに連動した国庫負担基準の改正が行われた。当該改正は、給付費の増額分に対する国庫負担基準は概ね適切に増額改定されたと評価できるものの、国庫負担基準は依然として低く、抜本的な改善には至っていない。

また、厚生労働省は入所・入院されている方の地域生活への移行を推進しているが、現行の仕組みのまま地域移行を進めることは、構造上、ますます市町村の超過負担を増加させることになる。特に、在宅で24時間365日支援を要する重度訪問介護利用者のサービス利用実態と国庫負担基準が著しく乖離していることが明らかとなっており、早急な制度改正が必要である。

今後も、障害の重度化や高齢化の進展、地域移行の推進により、障害福祉サービス費の増大が見込まれる中で制度の持続可能性を確保していくため、令和9年度の次期報酬改定に確実に反映するよう、指定都市市長会として下記のとおり提言する。

記

- 1 居宅介護、重度訪問介護等の訪問系サービスについて、他の障害福祉サービスと同様に、市町村が決定した実際の給付額の総額を算定基礎に、国が1/2の財政負担を行うこと。
- 2 上記の改正が実現されるまでの措置として、速やかに以下の措置を講ずること。
 - (1) 国庫負担基準に、賃金や物価上昇、その他の報酬改定分を適切に反映すること。
 - (2) 重度訪問介護利用に係る障害福祉サービスの国庫負担基準について、実態に応じて引き上げること。

特に、医療的ケアが必要な方や強度行動障害のある方など、24時間365日支援を

要する重度訪問介護利用者に係る障害福祉サービスの国庫負担基準を利用実態に即した基準に見直すこと。

- (3) 居宅介護については、障害支援区分1から4の介護保険対象者を国庫負担の対象とするとともに、障害支援区分5から6の介護保険対象者の国庫負担基準を更に引き上げること。

令和8年 月 日
指定都市市長会

保育現場の負担軽減に資する保育DXの推進に向けた 指定都市市長会要請

こどもの豊かな成長と未来を育むためには、保育施設・地方自治体ともに、こどもの教育・保育の質を向上させるための取組に力と時間を集中させることが必要であり、事務負担の軽減は喫緊の課題である。

そうした認識の下、各指定都市自らも事務負担の軽減を図るために、先行してそれぞれ独自にシステムの整備に取り組んできたところであるが、国が、令和8年4月の「保育業務施設管理プラットフォーム」及び「保活情報連携基盤」の運用開始を前提として同年に創設した「保育ICT推進加算」は、地方自治体がこれらのシステムを導入することを要件とし、独自に導入したシステムを今後も活用する場合、保育施設は加算を取得できないこととなっている。これは、各指定都市による先行した取組が一切考慮されていない措置である。

既に独自にシステムを導入している地方自治体においては、これらのシステムを導入するにあたりシステム改修等の課題があるだけでなく、保育施設や利用者への影響も大きく慎重に検討を進める必要があるが、現状では、当初予定されていた令和8年4月からの稼働も実現できておらず、独自システムを有する地方自治体が本格的に検討を進めることも困難な状況である。

また、これらのシステムに加え、国は、保育分野において、「子ども・子育て支援情報公表システム」など5つの全国統一システムを導入・運用しているが、保育施設・地方自治体は、合計7つの異なるシステムを理解する必要があり、事務負担はますます増大している。

さらに、地方自治体が毎月、保育施設に運営費として支給する「施設型給付費及び地域型保育給付費」については、国制度において基本分に加え多数の加算が設けられており、保育施設・地方自治体双方にとって大きな事務負担となっていることから、令和6年度に指定都市市長会として、制度の簡素化を求めたところである。

国はその改善策として、令和7年度に処遇改善等加算の一本化を行ったが、実質的には事務負担の軽減になっておらず、同年に新たに創設された「1歳児配置改善加算」には、保育士を加配する以外の複数の要件が付されているほか令和8年度にも新たな加算が創設されるなど、制度は複雑化の一途をたどっている。

そこで、真に保育現場の負担軽減に資する保育DXの推進に向けて、下記のとおり要請する。

記

- 1 「保育ICT推進加算」の要件のうち「保育業務施設管理プラットフォーム」及び「保活情報連携基盤」の活用については、これまでの地域独自の取組に十分配慮するとともに、本格稼働までの間、加算要件に含めない等の経過措置を設けること。
- 2 全国統一システムの導入・運用に当たっては、試行期間を置くなど、保育施設・地方自治体の準備期間を確保した上で、保育施設・地方自治体の意見を十分聞き、保育施設・地方自治体向けの研修環境の整備や、地域独自の取組にも柔軟に対応可能な機能の付与を行うなど、全ての利用者が使いやすい仕様とするとともに、システムの統合やシステム間での情報連携等を行うこと。
- 3 「施設型給付費及び地域型保育給付費」の加算の統合や要件の見直しを行うなど、制度の簡素化を図ること。

令和 年 月 日
指定都市市長会